

## 第21回石川海区漁業調整委員会議事録

### 1. 日時及び場所

令和5年2月21日 火曜日 午後1時30分  
県庁11F 1109会議室

### 2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 稲村 幸雄

(2) 議事事項

- ① 石川海区漁場計画の案について(諮問)
- ② 漁業許可の更新等について(小型機船底びき網漁業(手操第3種漁業貝けた網))
  - (1) 制限措置の内容等について(諮問)
  - (2) 許可等の取扱方針の一部改正について
- ③ 近年のブリの資源動向と漁況について
- ④ 1月の許認可実績について
- ⑤ その他

(3) 通知を發した年月日 令和5年2月10日

### 3. 出席者

出席委員 (11名)

会長	稲村 幸雄	会長代理	新谷 栄作
委員	勝木 省司	委員	坂下 優
〃	中村 明子	〃	中村 浩二
〃	五十嵐誠一	〃	太田 均
〃	笹波 守勝	〃	中 浩二
〃	川島 和彦		

欠席委員 (3名) 小川 英樹、橋本 勝寿、杉野 哲也

水産課 武田次長兼水産課長、沢田課参事、須沼専門員、坂本主任技師、  
原田主任技師、川田技師、坂井技師

石川県水産総合センター 白石主任技師

事務局 辻局長、小柳主幹

### 4. 議事の顛末 別紙のとおり

### 5. 議決・報告事項

(1) 石川海区漁場計画の案について(諮問) (資料1参照)  
水産課より説明を受けた。

(2) 漁業許可の更新等について (資料2参照)  
①制限措置・許可等を申請すべき期間について (諮問)

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

②許可等の取扱方針の策定及び一部改正について

上記諮問にかかる許可の取り扱い方針の制定及び一部改正を承認した。

(3) 近年のブリの資源動向と漁況について

石川県水産総合センターから報告を受けた

(資料3参照)

(4) 1月の許認可実績について

水産課より報告を受けた。

(資料4参照)

(5) その他

(別紙参照)

五十嵐委員からさばの漁獲状況について、稲村会長から藻場の生育状況について質問があった。

6. 委員会終了時間

午後2時15分

第 2 1 回海区漁業調整委員会の議事の顛末

- 辻 局 長 | 定刻となりましたので、第 2 1 回石川海区漁業調整委員会を開催します。  
| なお、小川委員、橋本委員、杉野委員から欠席の連絡を受けております。  
| それでは、開会にあたり、稲村会長からご挨拶をお願いします。
- 稲 村 会 長 | 皆様大変ご苦勞様でございます。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日も円滑な審議に努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。
- 辻 局 長 | ありがとうございました。  
| 議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。  
| 最初に次第、資料-1「石川海区漁場計画の案について」諮問文が先頭にあるもの、資料-2「漁業の許可の更新等について」諮問文が先にあるもの、資料-3「近年のブリの資源動向と漁況について」、資料-4「1月の許認可実績について」、最後に1月分の漁海況情報をおつけしています。以上ですが、お手元にそろっていますでしょうか。
- [全員、資料がそろっていることを確認後]
- それでは稲村会長、議事の進行をお願いします。
- 稲 村 会 長 | 本日の議事録署名人を中村明子委員と太田委員にお願いします。  
| では、議題1の「石川海区漁場計画の案について」、知事より諮問がきておりますので説明をお願いします。
- 辻 局 長 | 資料-1をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。  
| [諮問文朗読]
- 内容について、水産課より説明をお願いします。
- 須 沼 専 門 員 | 水産課の須沼です。それでは、今回諮問いたします、海区漁場計画について、ご説明いたします。いろいろ資料をお配りしていますので、初めに資料の説明をいたします。資料2ページ目からとなります。2ページ目が諮問文となり、3ページ目から58ページ目までが漁場計画案となっております。  
| 59ページからが漁場計画案の概要となっており、本日はこの概要をメインに説明いたします。62ページから66ページは漁場概要図となります。

67 ページには参考としまして、漁場計画素案に関する利害関係人の意見聴取の結果を添付しております。利害関係人の意見聴取については、令和4年12月26日から令和5年1月25日まで県HP等で実施しましたが、寄せられたご意見はありませんでした。

それでは、2 ページ目にお戻りください。今回の漁場計画案の諮問につきましては、漁業法第64条第4項にて、漁場計画案を作成した場合は海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされております。また、漁業法第86条第2項にて、漁業権に条件を付けようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされております。

漁場計画に掲げる事項についても漁業法にて定められております。4 ページには共同漁業権の漁場計画案を示しております。表の上にある項目をご確認ください。公示番号ごとに、漁場の位置、漁業の区域、漁業の種類、漁業の時期、存続期間、関係地区を示しております。この関係地区ですが、団体漁業権とよばれる組合に免許する共同漁業権と区画漁業権においては示すこととされております。そのほか漁業法86条に基づく条件、そして参考として現免許番号をお示ししております。なお免許の存続期間について、共同漁業権は10年であり、令和5年9月1日を免許予定日としていることから、令和5年9月1日から令和15年8月31日までとなっております。

また、24 ページ目からは区画漁業権の漁場計画となっております。区画漁業権については、先ほど説明した項目以外に左から7列目にあるとおり、「個別漁業権又は団体漁業権の別」を示してあります。区画漁業権においては、組合に免許する団体漁業権と個人法人に免許する個別漁業権に分かれることとなります。免許の存続期間については、区画漁業権は5年であるため、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとなっております。

次に38 ページ目からは定置漁業権の漁場計画案となっております。免許の存続期間は区画漁業権と同様に5年であるため、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとなっております。

最後に58 ページ目には保全沿岸漁場を示してあります。この保全沿岸漁場の制度は、令和2年の漁業法改正に伴い、新たに設定されたものです。詳細は後ほど説明いたしますが、このように漁場の区域内での保全活動を示しております。この漁場区域は、共同漁業権の共第8号と同じ区域であり、輪島市の本土側の沿岸に設定されているものです。存続期間については、法的な定めはないものの、国の技術的助言によりますと、設定される漁場の漁業権と同じかそれよりも短い期間なるようにすべきとされており、当該保全沿岸漁場については、共同漁業権と同様に10年間とし、令和5年9月1日から令和15年8月31日までとしております。

では、今回の免許切替えにおける石川海区漁場計画の案の概要についてご説明します。59 ページ目をご覧ください。まず、1. 漁場計画の件数についてですが、漁業権の種類ごとに、現免許数、漁場計画の件数、このうち現免許内容から変更を伴うものの件数、そして増減数とその内訳について記載しています。現免許内容か

ら変更を伴うものの件数については、※1であるとおりに、変更内容が現免許内容とおおむね等しいと認められることから、類似漁業権とみなしております。

まず、共同漁業ですが、現免許数が37件で今回は34件となっております。3件減っておりますが、これは2件を廃止したのと、その他として1件ございます。その他の内容については※2にあるとおりに、七尾市と富山県氷見市との県境の地先にある共同漁業権1件が従来から、石川県漁協と富山県の氷見漁協との共有免許となっており、10年ごとに石川県知事と富山県知事が交互に免許することとしております。今回の免許切替えでは、富山県知事が免許することとなっているため、今回の本県での漁場計画案からは除かれておりますが、漁業権が廃止されるということではございません。

区画漁業は現免許数が63件で今回は56件で、その内容については、後ほど説明しますが、1件が変更を伴うものとなっております。漁場計画数のうち2件が新規となっており、廃止は9件となっております。

定置漁業は現免許数が61件で今回は54件、うち後ほど説明しますが、1件が変更を伴うものとなっており、7件が廃止となっております。

沿岸保全漁場については新たな制度であり、今回新規1件となっております。

それでは、2. 漁場計画の内容についてということで、共同漁業権から順に、変更点等について詳しく説明させていただきます。

まず共同漁業権につきましては、61ページA3の資料をご覧ください。表の上左側から順に、今回の漁場計画での予定公示番号、関係する漁協支所または出張所の名称、第1種共同漁業の貝類・藻類・定着性動物の各漁業の名称、第2種共同漁業の刺し網や小型定置といった各漁業の名称、第3種共同漁業の雑魚地びき網、そして現在の免許番号を記載しております。漁業権免許ごとに、従前から対象となっている漁業はマル印、今回削除するものはバツ印、今回追加するものは二重マル印、空欄は設定なしとなっております。

上から共第1号が県漁協加賀支所の関係する漁業権の内容、共第2号が県漁協小松、美川支所及び松任出張所の関係する漁業権の内容という具合に、順番に県下一円の沿岸域等に設定された共同漁業権の内容となる漁業の名称を一覧で示しています。また、冒頭に説明したとおりに、一番下に石川県漁協と富山県の氷見漁協との共有免許を参考として示してあります。

今回の変更内容としては、対象漁業の追加と廃止がございました。一覧表の追加項目は二重マル印、廃止項目がバツ印ですが、実態要望調査時に各関係地区から挙げられた要望内容をもとに、その内容を各地区で確認してもらったうえで、今回の漁場計画に盛り込んでおります。追加については、全体では22の漁業権免許で17種類の漁業、延べで44の漁業が追加となっております。一方で、対象漁業の廃止として、1地区の漁業権免許で2種類の漁業、延べで2つの漁業を削除しています。

また漁業権の廃止については、現免許番号でいうところの共第32号と33号がございます。この漁業権については、共第31号の区域の一部に被さるような区域で、雑魚小型定置漁業のみが設定されている漁業権でした。今回の実態調査で小型定置漁業がなされていないことと、関係する地区の意向も確認した上で廃止することとしました。

また今回の漁場計画より、共同漁業権の区域においても全て緯度経度表記としておりますが、区域の変更はございません。

59 ページにお戻りいただき、区画漁業についてです。まず新規漁場についてですが、2件あり、どちらも支所管内のわかめ養殖業となり、いずれも組合に免許する団体漁業権となっております。その位置ですが、資料63ページをご覧ください。支所飯田地区にある区第10号と鶴飼地区にある区12号です。どちらの漁場もこれまで近くに区画漁業権が設定されていましたが、行使者から区域の移動の要望があり、地元での調整も図られているとのことであり、新規に設定するものです。なお、現在利用している区域については、今回の免許切替えのタイミングで廃止することとなっております。

59 ページにお戻りいただき、変更についてですが、区52号のとりがい垂下式養殖業です。現在はとりがい・あかがい垂下式養殖業となっておりますが、あかがい養殖は行わないということであり、あかがいを外して、とりがい垂下式養殖業と漁業種類の変更を行うものです。

廃止については、団体漁業権については7件、個別漁業権で2件の廃止があります。いずれも経営が困難になったものや養殖がうまくいかなかったことにより廃業するものや今後継続の見込がないもので、漁業権者から廃業することが確認されたものです。

続きまして、60 ページ目の定置漁業について説明します。変更が1件ございます。現在梅屋定置が免許を受けている定置漁業権です。区域変更となっておりますが、沖出しや大幅に拡大するものではなく、区域の向きを変えるという内容です。隣接する現在の定置漁業権者の同意も得られ、関係漁業者の調整が図られましたので、今回、計画にあげております。

また廃止については7件あり、経営が困難になったものや、今後操業の意向がなかったもので、漁業権者から廃止の確認がとれたものです。

最後に沿岸漁場管理についてご説明します。これは漁業法改正に伴い新設された制度です。これまでも漁業者や漁協は沿岸水域において、漁場清掃や種苗放流などの保全活動を実施しております。この保全活動はそれ自体が収益を生むものではありませんが、良好な漁場を維持し、漁業生産力の発展に資するものであり、漁場を利用する者が広く恩恵を受けるものです。

そのため、沿岸漁場管理制度では、都道府県知事が漁業生産力の発展を図るため、保全活動の円滑かつ計画的な実施を確保する必要がある沿岸漁場を「保全沿岸漁場」として定め、その区域や保全活動の種類について、漁場計画に定めるものとなっております。

都道府県知事はこの保全沿岸漁場を管理する団体を指定するこ

ととなっております。この指定を受けることができる団体は漁協や漁連等とされております。管理団体の指定を受けることが、漁業権でいうところの免許を受けるということとなります。

漁業者や漁協が取り組む保全活動については、もちろんこの制度によらずとも実施することは可能とされておりますが、保全活動というものは地道な取組であり、中々世間からは認知されにくい面がございます。一方、SDGs といった取組は世間からも注目されており、藻場保全活動などはそのような取組と結びつきが強いものです。そのため、漁業者や漁協が取組んでいる活動に対して、国民や関係者の理解醸成や活動体制の適正化・透明化のために当制度が活用できるということです。

今回設定する沿岸保全漁場については、輪島本土側の共同漁業権の区域です。ここでは以前より海女さんを中心に漁業者が藻場保全の取組としてウニ駆除や海岸漂着物の除去や種苗放流を実施しており、その取組に対して、市も支援しており、地域全体で活動しているところです。そのため、今回の免許切替えにおいて、当該区域を沿岸保全漁場として定め、保全活動として、「漂着物等の除去及び有害動植物の駆除活動」及び「種苗放流活動」を設定することとなっております。

以上が漁場計画案の内容となり、漁業の免許予定日及び沿岸漁場管理団体の指定予定日は令和5年9月1日を予定しております。ご審議の程、よろしく申し上げます。

辻 局 長

引き続き事務局より今後のスケジュールについてご説明いたします。本日は答申はせずに審議だけになります。その後、漁業法第64条第5項の規定に基づき、公聴会を開催することとなっております。日時は3月14日13時30分から、場所は本日と同じ1109会議室です。

公聴会の後、同じく3月14日、同じく1109会議室にて第22回海区漁業調整委員会を開催し、今日の議論、公聴会での意見、そしてその当日の議論も深めて答申したいと思っております。

稲 村 会 長

只今の説明について、ご質問等ございませんか。

[質問なし]

ないようであれば、次回の公聴会を経た後、再度審議し、答申していきたいと思っております。

では、次に議題2の「漁業の許可の更新等について」、①制限措置の内容等について、知事より諮問がきております。併せて、②許可等の取扱方針の制定及び一部改正についても説明をお願いします。

辻 局 長

資料-2をご覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

[諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

川 田 技 師

水産課川田です。事務局から読み上げました諮問文の内容についてご説明いたします。資料は右肩に資料2とあるもので、ページ番号は68ページから70ページです。今回ご審議いただく制限措置の漁業許可は、69ページにありますように小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 貝けた網）です。

お示ししております制限措置のうち、うすいグレーに塗ってある太枠の部分が今回ご審議いただく内容である許可又は起業の認可をすべき船舶等の数です。これについて70ページでご説明いたします。こちらは許可の有効期間が終了となり、更新時期を迎え、引き続き許可するものです。対象の支所は七尾、ななか、許可件数は10件となっております。

以上を踏まえ、69ページに記載の小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業 貝けた網）の制限措置について、許可または起業の認可をすべき船舶等の数を、10とします。また、許可又は起業の認可を申請すべき期間を令和5年2月21日から令和5年3月20日までとします。なお、許可の取扱方針については、今回資料として添付していませんが、取扱方針に記載の制限措置の許可又は起業の認可をすべき船舶の数以外は、内容の変更はありません。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

稲 村 会 長

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等はありませんか。

[質問なし]

これ以上なければ、知事から諮問の制限措置の内容等については、妥当であると判断しまして、その旨を答申し、併せて②の許可等の取扱方針の制定及び一部改正について、案のとおり了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

では、次に議題3の「近年のブリの資源動向と漁況について」水産総合センターより説明をお願いします。

白 石 主 任 技 師

水産総合センターの白石です。近年のブリの資源動向と漁況について、報告します。1枚目の写真は今シーズンから始まった寒ブリの地域ブランド「煌」で、初日に400万円で競り落とされた個体です。

まず、全国の漁獲動向を紹介します。これは、水産研究教育機構が取りまとめたもので、左が漁法別漁獲量、右が海域別漁獲量です。まず全体を見ますと、1990年代以降、大幅に増加していましたが、2014年をピークに減少しています。漁法別に見ると、1980年代以降、まき網による漁獲が増加し、近年は定置網とまき



網が漁獲の大部分を占めています。海域別に見ると、海域によって動向が異なっていることが分かります。近年の特徴としては、北海道区や太平洋北区など北の海域で漁獲量が高水準を維持している一方で、日本海では減少傾向となっています。この要因としては、海況の変化などに伴い、ブリの分布や回遊が大きく変化した可能性が考えられ、特に分布が北の海域に広がっていることが考えられます。

次にブリ資源の状況について説明します。ブリは重要な水産資源であることから、水研機構によって資源評価が行われています。全国の漁法別・銘柄別漁獲量と平均体重のデータから年齢別漁獲量・漁獲尾数を計算し、その年齢別漁獲尾数からコホート解析と呼ばれる手法で資源尾数と資源重量を推定しています。これが、推定された年齢別の資源量の動向です。2009年以降、高水準を維持していましたが、2015年以降は新たに生まれて加入する個体が減少している影響で減少傾向にあります。そのため、近年は、資源水準は高位ですが、動向としては減少傾向にあると評価されています。

次にブリ資源の利用状況を漁獲圧と再生産に注目して説明します。この図は、水研機構が取りまとめた、年齢別の漁獲係数という、漁獲が資源の減少に与える影響の程度を表す指標の推移です。0歳魚の後期と1歳魚に対する漁獲係数が高く、ブリ銘柄になる前に多く漁獲されていることが分かります。このことから、若齢魚を保護することで産卵親魚を増やし、再生産を向上させることが、今後の資源の安定に重要と考えます。次に右の図は、親魚1kgから生み出された卵のうちコゾクラになるまで何尾生き残るかを表しています。再生産成功率と言い、人間でいう出生率に似ています。数字が大きければ増加し、低ければ減少します。2010年以降、低下傾向にあり、新たに資源に加わる個体が少ない状況が続いていると思われまます。

次に、県内の漁獲量を紹介します。これは、石川県水産総合センターが取りまとめた、県内のコゾクラ、フクラギ、ガンド、ブリを合わせたブリ類の漁獲量を漁法別に示したものです。本県での漁獲のほとんどを占める定置網とまき網の漁獲量の推移は類似しており、2014年まで増加し、その後、減少傾向となっています。漁獲量を銘柄別に見ると、コゾクラ以外の全ての銘柄で、増加傾向が2010年代半ばまで続き、その後、減少する動向を示しています。また、ブリの漁獲量と2年前のガンドの漁獲量の増減が同様の傾向を示しており、相関が見られます。

次に県内の寒ブリの漁獲予測について説明します。石川県水産総合センターでは、ブリの漁獲量と2年前のガンドの漁獲量との間に相関が見られることに注目し、この関係を用いて、11～3月に漁獲される寒ブリの漁獲量の予測を試みました。その結果、昨年10月に今漁期の漁獲量は207トンで、前年並みと予報しました。

今漁期中の漁獲量の動向を見ると、11月から堅調に水揚げが継続し、特に年末から年始にかけて大漁だったことが分かります。1月31日現在の漁獲量が361トンであり、すでに予報を大きく上

回っています。予報が外れた原因として、予報を出した当時予測されていたよりも実際の富山湾の水温が高く、ブリが能登半島沿岸に来遊しやすい海況だった可能性が考えられます。

最後にこれまでの説明をまとめます。2010年以降、資源の加入が低調であり、資源への新たな加入が少ない状況となっています。このため現在、ブリの資源水準は「高位」であるが、動向としては「減少」と評価されています。資源評価によると、現状では1歳魚の漁獲圧が高く、多くの資源がブリ銘柄になる前に漁獲されており、再生産成功率も低下していることから、資源全体の若齢魚への漁獲圧を下げ、商品価値の高い大型個体まで成長させることで、限られた資源を有効に利用できると思われます。今漁期の水揚量は1月31日現在361トンで前年より多く、過去10年平均並みでした。このスライドを提出した後、最新の集計をし直しましたところ、2月20日現在までは366トンとなっていて、これは前年の1.6倍ほどで過去10年平均の8割程度となっています。予報では今漁期の水揚量を前年並みの207トンと予測しており、現時点で大きく外れています。予報が外れた原因としては、予報当時の予測より実際の富山湾の水温が高く、寒ブリが能登半島沿岸に来遊しやすい海況だったことが考えられます。これで説明を終わります。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問なし]

ないようであれば、次に、議題4「1月の許認可実績」について水産課より説明をお願いします。

川田技師

[資料-4に基づき説明]

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問なし]

それでは「その他」ですが、何かございませんか。

五十嵐委員

水産総合センターにお聞きしたいのですが、さばの件なのですが、最近テレビ等で、さば缶が販売中止になるとか、銚子の漁獲量が10分の1に減ったとかそういうことをちよくちよく見るのですが、2月1日発行の漁海況情報だと本県は一応、前年を上回って過去5年平均並みだと記載されているのですが、日本海全体として、対馬暖流系群としてのさばの全体の漁獲量とか、資源の状態というのはどういうものになっているのかなということを教えていただければありがたいと思います。

沢田課参事

漁獲量は押さえていないのですが、太平洋側は非常に少ないとニュースになっていて、さば缶に詰める材料が、五十嵐委員がお

っしやる通りの状況です。日本海側のさばについては、系群が別でどちらかというところたくさん獲れているというような状況です。何トンとか何倍とか数字は今手持ちにないのですが、日本海側に関して、定置とかまき網とかではそれなりに本県では獲れているような状況です。

坂 下 委 員

日本海で相当集まっているのですか。輪島丸あたりで、他県の船が獲ってさばがもう獲れないから、いわしを獲らないとどうしようもないと言っているのですが、いったいどういうことなのでしょう。さば自体の制限というものはあるのですか。

坂 本 主 任 技 師

水産課の坂本と申します。今坂下委員から、ご意見有りました漁獲量制限に関してご説明させていただきます。

さば類ということですが、皆様かなりなじみの深い魚だと思えますが、先ほど沢田から申し上げましたとおり、さばの資源は石川県周りではまさばの対馬暖流系群、及びごまさばの東シナ海系群が該当しており、委員会でも私どもから報告しているまいわしとかくろまぐろといった数量管理をしている魚種と同様に、漁獲可能量、いわゆる TAC というもので管理をしている魚種となっております。今ほど資料を配らせていただきましたが、さば類の漁獲に関する操業上の配慮についてということで2月10日付でお願いの文書を発出させていただいたところです。こちらの文書を発出した経緯を踏まえまして漁獲量管理について説明させていただきます。先ほども申し上げましたとおり、さば類というものは数量管理の対象となっております、石川県ではまいわしやずわいがにとかでは数量を正確に明示してそれを超えないようにしましょうということ管理しているのですが、さば類に関しましては石川県においては現行水準という区分になっておりまして、水産庁から示された漁獲の目安数量というものが示されておりまして、それを参考に許可数とか網数制限といった、漁獲努力量というものを増やさないことによってその数量の目安を管理していきましょうという方針になっております。一方、本県の漁獲状況としては管理期間が7月から6月というふうに1年間区切られておりまして、令和4年の管理期間が令和4年の7月から翌年令和5年の6月までということ管理が始まっているのですが、令和4年の7月以降豊漁が続きます、先ほど申し上げた目安数量を2332トンとなっておりますが、そちらの数量に迫るほどの漁獲がありましたので、9月13日付で良くさばをとっている中型まき網漁業と定置網漁業に対して、さばの漁獲を抑えるようにということでさばの漁獲を抑える措置の実施というご協力の依頼をしたところであります。

しかし、その後も漁獲が積みあがっておりまして、県内の漁獲実績が1月末時点で4818トンと目安数量を大きく超えるような状況となっております。

全国的にも石川県と同様に数量が積みあがっておりまして、枠もひっ迫している状況ということで、先ほど言っていた目安数量を管理する現行水準という区分も、しっかりと数量を超過しない

ように漁獲を抑えるようにとの指導が水産庁より出ていたところ  
であります。その指導を受けまして、我々としても来年の6月ま  
で管理期間がありますので、これ以上あまり漁獲が積みあがら  
ないようということで漁獲量を抑える取り組みを依頼したところ  
であります。

県内のさばの漁獲のいつもの動向としましては、今漁期、冬季  
においては内浦側の定置網での漁獲が非常に多いものになってい  
ますから、先んじて今回の通知は定置網の漁業者に対して、さば  
類の漁獲を抑える措置というものを実施する協力依頼を送ってい  
るものであります。その内容としては、先ほども申し上げました  
とおり、突発的な採捕停止を避けるため、一経営体あたりの漁獲  
量を設定しまして、漁獲のスピードを緩やかにしていくというよ  
うな措置をとらせていただいております。具体的な内容といたしま  
しては、文中の下段に書いてあるのですが、さば類の漁獲数量  
について、一日、一経営体あたり10トン以内というような漁獲  
制限をお願いしております。ただ、時期によっては10トン以内  
という数量を1日で超えてしまう網もありますから、やむを得ず  
その数量を超える場合は、水揚げ分を含む一週間の間で合計50  
トン以内に数量を抑えるという協力を求めているところでありま  
す。こちらの措置、2月10日付で発出させていただきまして、委  
員の中に定置網の漁業者の方もいらっしゃいますが、県定置協会  
を通して、ご協力の依頼を送っているところであります。

今、積み上がりに関してはさばの来遊状況もあるのですが、抑  
えられています。ただ、来年度6月まで管理期間が続きますので、  
引き続き状況を見つつ、こういった取り組み、中身を検討しなが  
らお伝えしていければと思います。さばの漁獲量の制限と本県の  
状況については説明は以上です。

坂 下 委 員

7月からまた新たな管理になるということですか。

坂 本 主 任 技 師

そういうことになります。また新たな数量設定が設けられまし  
て現行水準で目安水準が定められ管理していく方針と聞いており  
ます。

坂 下 委 員

わかりました。

稲 村 会 長

さばの件については以上でよろしいでしょうか。  
他に何かございませんか。特にないようでしたら私のほうから  
一つ。

今年、私どもの海岸を見ていると時化ていても海藻がほとんど  
流れつかないのです。間口を見てもほとんど藻がない。それから  
なまこをとる海女さんが潜っているのですけど沖に行っても藻が  
ないという話なんですよね。皆さんのところはどうか、藻がない  
のは私どもの近辺だけなのか、ちょっと気になるところです。  
今までこんなに藻がないのは経験してきていないので、なんで藻  
がなくなっているのか、藻がなくなったらどんな影響が出てくる  
のか、そういったことを確認したい。皆さんのところの状況はど

うなっていますか。

坂下委員 海女さんがかじめがないと言っています。

稲村会長 私らのところもあかもくもほとんどないと言っています。いつもだとプラスチックごみとか木の枝みたいものと藻が絡んで拾うのが大変なくらいになってはいますが、今年はプラスチックごみ、それから木のくずを拾うのが藻がないから楽に拾えるという感じという状況になっています。それぞれ皆さんのところの状況を。

新谷会長代理 岩のりにおいても少ないし、かじめもない。

坂下委員 わかめは少々なりはじめだけでも。かじめがない。

新谷会長代理 海藻全般に生育が悪いというか、磯焼け状態になってしまっているというか。

稲村会長 やっぱどこもそういうことが起きているということかね。今年は極端にひどい。例えば海の状況が悪くてなってきたのか。

坂下委員 小さいアイゴは輪島の沿岸にすごくいるみたい。結構釣つとるわけ。でかいやつはいないけど、小さいやつは2、3年前からマリンタウンのあそこでみんな釣つとる。夏はね。だから、まだ小さいからまだいいのかなという話はしているわけですが、そうゆう魚も増えているようですね。

辻局長 アイゴは確実に増えているという感じですね。まだそんな大量にねということではないですけど。

坂下委員 大きいやつはダメやと言われてるけど。小さいうちはまだいいと言われているけど。もうすぐに大きくなると思うよ。かなりいますよ。

中委員 うちのところもアイゴは多かったですね。みたことないくらいザルにいっぱい入っていました。磯に近ければ近いほど。やつとあかもくが生えてきたところで。量的には少ないです。

稲村会長 かなり磯焼けがひどいなという感じで、可能でしたら水産課にちょっと。

武田次長 藻場は非常に水産上重要だということは、水産の世界では常識になっています。石川はまだ藻場の衰退がひどくはないとは言われていたのですが、そうはいつでもこういう状況ということは、証言というところでまず確かだと思しますので、海女さんの証言も。なので、水産課としてもよく注意して見て、センターと一緒に状況を把握したうえで、そのうえでどういう風にしていったらいいのか考えていきたい。

坂 下 委 員

隣県の情報は入っていないですか。隣の富山とか福井とか。

武 田 次 長

石川はまだましという言われ方をしているんですね。ひどいのは北海道の日本海側、長崎、山口あたりがひどいとは言われています。ただ原因もいろいろで、うにが多いからひどいという県もあれば、うにを駆除したら生えてくるようになったところもあれば、温暖化が進んで水温がすごく高くなって海藻が解けていく、とろけるような、たぶん死んでいっているのだと思いますが、それで一気にだめになった。あとはまれかもしれないのですが、大雨が降って土砂崩れというか、海が濁って濁りが取れないので枯れてしまったとかいろんな理由がどうもあるようなので、石川でもし今起きている状況が何が理由なのかある程度調べないと、どう対処していいのかわからないというところがありますので、そういうところも含めて、水産課とセンターでよく見ていって、その上で対応をいろいろ考えていきたいと考えております。

稲 村 会 長

よろしく願いいたします。他にはございませんか。

[意見なし]

なければ事務局、お願いします。

辻 局 長

次回の委員会ですが、3月14日(火)、本日と同じく、県庁11階の1109会議室で開催したいと思います。先ほどもご説明いたしましたが、委員会に先立ち、13:30から同じ1109会議室で、先ほど議題1にありました公聴会を開催しますのでご出席をお願いします。

それと、まだ最終決定ではないのですが、来年度令和5年度の海区委員会は、4月18日を予定しております。これについては次回の海区委員会でご報告いたしますが、ご予約をよろしく願いいたします。

稲 村 会 長

皆様、よろしいでしょうか。

[全員了承]

稲 村 会 長

以上を持ちまして、本日の委員会を終了します。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長

署名委員

署名委員